

## 仕様書

### 1 件名

子育て支援にかかる動画制作・広報業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 履行場所

福岡市子ども未来局子ども政策部子ども政策課 外

### 4 事業の目的

福岡市(以下、「本市」という。)では、子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいる。

この支援内容を分かりやすく紹介する動画を制作し、プッシュ型で配信することにより、子育てに対する安心感を高めるとともに、実際に支援を利用してもらうことで子育てにかかる負担の軽減を図ることを目的とする。

### 5 ターゲット

本市内に在住する乳幼児(特に0～2歳児)の保護者、妊婦やその配偶者・パートナー

### 6 委託業務の内容

受注者は、発注者と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

#### (1) 動画制作

受注者は、本市の子育て支援施策を紹介する動画を制作すること。

#### ① 業務の範囲

企画、構成、撮影、編集、録音、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。

#### ② 業務内容

下表に掲げる子育て支援策及び市が別途指示する子育て支援策について、テーマに沿って、視聴者が関心をもち、必要に応じて利用したくなるような紹介動画を制作すること。なお、本業務委託の趣旨を踏まえ、下表及び※に掲げるもの以外で、新たなテーマや子育て支援策の動画を独自に提案・制作することも可とする。

基本的には、子育て支援策ごとに動画を制作することを想定しているが、より分かりやすくするために複数の子育て支援策をまとめて紹介することも可(ただし、テーマを跨いでまとめることは不可)とし、動画の構成や長さ(1本あたり30秒以内とする)について、企画・提案すること。

動画は、本市の子育て支援策の内容を直感的に理解でき、且つ、エンターテインメント的

な要素を取り入れるなど、ターゲットの興味関心を惹き、最後まで飽きずに視聴したくなるよう工夫を凝らしたものとすること。また、スマートフォンでの視聴を想定し、テロップを適宜挿入するなど、無音でも内容が伝わるものとすること。

**【別表】 テーマ及び紹介する子育て支援策**

テーマ	紹介する子育て支援策
出産前後に知ってほしい 子育て支援策	①おむつと安心定期便 ②産前・産後ヘルパー派遣事業 ③産後ケア事業 ④ベビーシッター派遣事業
子育てで困ったときの 相談先	⑤母子巡回健康相談 ⑥家庭児童相談室(区役所子育て支援課)及び こども総合相談センター(えがお館)
おすすめのお出かけ先	⑦あいくる(中央児童会館) ⑧子どもプラザ

※上記のほか、市が別途指示する子育て支援策について、2本動画を制作すること。

③用途

- ・6(2)に記載する広報
- ・市公式 YouTube「福岡チャンネル」での配信 など

④規格

画面比率は 9:16 とし、解像度はフルハイビジョン(1920×1080)、フレームレートは 30 フレーム/秒とする。

⑤留意事項

- ・契約後、動画制作開始前に発注者と打ち合わせをすること。
- ・動画の校正は3回以上行い、配信前には1回以上映像チェックを行えるようにすること。  
校正や映像のチェックには、1週間以上の期間を設けること。
- ・発注者と随時打合せしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- ・動画制作・撮影にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- ・ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の視点に留意すること。

(2) 広報

①企画・実施

受注者は、6(1)で制作した動画を使用し、ターゲットに対する効果的かつ効率的な広報を実施すること。広報手法は、SNS を利用した広告配信を必須とし、その他効果的な広報を企画・実施することも可とするが、最終的な広報手法は、市と協議の上、決定すること。

## ②効果測定

定期的に広告の効果(視聴数やクリック数等)を検証し、必要に応じて改善策と併せて発注者へ報告するとともに、改善策を協議の上、実施すること。

## ③留意事項

- ・契約後、発注者と打ち合わせをすること。
- ・発注者と随時打合せをしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- ・広告等に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 7 納品物

### (1)動画制作

#### ①DVD(MP4形式及びWMV方式)

数量:2枚

#### ②動画素材一覧表(イラスト、撮影素材、撮影場所等が記載された一覧表)

数量:一式(Microsoft Excel形式)

#### ③動画素材

数量:一式

動画納品後に子育て支援制度が変更された場合に対応できるよう、修正利用できる形式で納品すること。

#### ④報告書

A4版フルカラー印刷で2部及び電子媒体(PDF及びイラストデータ等加工可能なデータ)で納品すること。

### (2)広報

#### ①広報計画書

A4版フルカラー印刷で2部及び電子媒体(PDF及びイラストデータ等加工可能なデータ)で納品すること。

#### ②広報実施報告書

A4版フルカラー印刷で2部及び電子媒体(PDF及びイラストデータ等加工可能なデータ)で納品すること。

## 8 著作権等について

(1)納品物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

(2)受注者は、納品物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託における納品物の制作に関与したものについて、著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(3)発注者は納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者または受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。

(4)発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、

- 受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) 上記(4)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6) 受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することと市、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

## 9 その他留意事項

- (1) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けること。
- (3) 事業の趣旨・目的をしっかりと理解し、ターゲットによる本市の子育て支援策への認知を高めるよう、十分な品質の成果品を納品すること。
- (4) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。
- (5) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱い特記事項」を遵守すること。